

堺市協力難病指定医研修 質問シート（解答と解説）

	質問内容	解答欄
①	協力難病指定医は、更新申請の臨床調査個人票のみ作成することができる。	○
	【解説】「難病法に基づく医療費助成制度の臨床調査個人票（診断書）の作成について」の「⑤作成者」、「日医総研ワーキングペーパー」P19 参照。	
②	指定医は、診断または治療に5年以上従事した経験（実務経験）を有していることが必要である。	○
	【解説】「日医総研ワーキングペーパー」P21 参照。	
③	指定医の指定を受けようとする医師は、「堺市指定医指定申請書兼経歴書」に必要事項を記入の上、添付書類と併せて、主たる勤務地の都道府県又は政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）への申請が必要である。	○
	【解説】「日医総研ワーキングペーパー」P23 参照。	
④	指定医として指定された場合は、指定医に都道府県等から指定通知書が交付されるとともに、氏名や勤務する医療機関名等が公表される。	○
	【解説】「日医総研ワーキングペーパー」P23 参照。	
⑤	「重症度分類」は「日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度」という考え方を、疾病の特性に応じて医学的な観点から反映させて定められているもので、全ての対象疾病に設けられ、疾病ごとに異なる。	○
	【解説】「日医総研ワーキングペーパー」P14 参照。	
⑥	医療費助成の対象は、認定基準に該当することが原則であるが、重症度分類に該当しない軽症者であっても、医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合、医療費助成の対象となる。	○
	【解説】「日医総研ワーキングペーパー」P15 参照。	
⑦	医療費について、月額自己負担上限額が患者ごとに定められており、その上限額を管理するために、月額自己負担上限額管理票を受診の都度、指定医療機関で記載することになっている。	○
	【解説】「日医総研ワーキングペーパー」P31 参照。	

⑧	指定医の有効期間は5年であるので、有効期間の終了日を迎える前に所定の手続きによって都道府県等に更新申請をする必要がある。	○
【解説】「日医総研ワーキングペーパー」P24 参照。		
⑨	指定医は、勤務する医療機関の名称や所在地等に変更があった場合は、「堺市指定医変更届出書」に指定通知書を添えて、当該指定医の指定をした都道府県等に届け出る必要がある。	○
【解説】「日医総研ワーキングペーパー」P25 参照。		
⑩	都道府県等からの指定を受けていない医師が作成した臨床調査個人票は無効である。	○
【解説】「日医総研ワーキングペーパー」P27 参照。		